

芸術文化大会等参加奨励費支給要領

(趣旨)

第1条 この要領は、各種芸術文化大会の全国大会等に参加する芸術文化団体及び個人（以下「団体等」という。）に対し、予算の範囲内において芸術文化大会等参加奨励費（以下「奨励費」という。）を支給することについて必要な事項を定めるものとする。

(資格対象)

第2条 奨励費の支給の対象となる団体等は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

- ア 前年度の大会の実績、選考会等の結果により、出場資格を得ていること。
- イ 八代市等から推薦され、本市の代表として出場資格を得ていること。

(2) 次のいずれかに該当する者であること。

- ア 市内に居住する者（市外に所在する特別支援学校（高等部）、高等学校又は高等専門学校に通学する者を除く。）
- イ 市内に所在する小学校、中学校、特別支援学校、高等学校又は高等専門学校に通学する者
- ウ ア又はイに該当する小学生、中学生又は特別支援学校生（小学部・中学部）（以下「小中学生」という。）の引率者であって、小中学生を指導する立場のもの（小中学生10人につき1人を基準とし、3人を限度とする。）

2 前項の規定に関わらず、大会主催者又は学校等から旅費の全額支給がある場合は、奨励費の支給の対象としない。

(対象大会)

第3条 奨励費支給の対象となる大会は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 文部科学省又は文化庁が主催し、又は共催して行う大会
- (2) 文部科学省又は文化庁が後援しているもので、市長が認める大会

(支給基準等)

第4条 奨励費の支給額は、別表の基準額以内とする。

2 奨励費の支給は、同一団体等に対し同一会計年度につき、1回限りとし、合計250,000円を上限とする。

(申請方法)

第5条 奨励費の支給を受けようとする団体等は、芸術文化大会等参加奨励費支給

申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し市長に提出しなければならない。

- (1) 出場資格証明書
- (2) 大会要項
- (3) 大会参加申込書の写し
- (4) その他必要と認められる書類
(奨励費支給の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、奨励費支給の可否を決定し、芸術文化大会等参加奨励費支給決定・却下通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により、奨励費支給を決定する場合において、支給条件を付することができる。

(奨励費の変更等)

第7条 前条の規定により奨励費の支給決定を受けた者（以下「決定者」という。）は、支給決定の内容を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(前金払)

第8条 市長は、第6条の規定による奨励費の支給決定後、特に必要と認めるときは、奨励費の前金払をすることができる。

(実績報告及び交付請求)

第9条 決定者は、芸術文化大会等の終了後速やかに、芸術文化大会等参加実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出するとともに、芸術文化大会等参加奨励費支給請求書（様式第4号）により奨励費の支給を請求しなければならない。

- (1) 大会プログラム（写しも可）
- (2) 大会成績表等
- (3) 参加者名簿等
- (4) その他必要と認められる書類

(奨励費の支給)

第10条 市長は、前条の規定により提出された芸術文化大会等参加実績報告書を審査し、当該請求を適当と認めるときは、速やかに奨励費を支給するものとする。

(奨励費の取消し及び返還)

第11条 市長は、決定者が支給決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、その決定を取り消し、又は既に支給した奨励費の全部若しくは一部を返還さ

せることができる。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年7月10日から施行する。

附則（令和5年3月13日経済文化交流部長専決）

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

芸術文化大会等参加奨励費支給額基準表

(単位：円/人)

開催地区	基準額
北海道・東北・中部・関東	8,000
近畿・中国・四国・九州・沖縄	5,000
国外	30,000